

ASBJ 公開草案「企業結合に関する会計基準等」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、企業結合に関する会計基準等について、既存の差異に関連するプロジェクト項目として、主に、国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の企業結合に関する共同プロジェクト（フェーズ2）で取り上げられた論点を対象として審議を進め、2013年1月11日、標記公開草案を公表した。

経理委員会では、これに対し、方向性については異論ないとしつつ、日本の会計基準の立場の明確化およびさらなる国際的な会計基準への収斂を期待するとともに、各論点について意見を取り纏め、2013年3月14日、ASBJに提出した。

2013年3月14日

企業会計基準委員会 御中

一般社団法人 日本貿易会
経理委員会

「企業結合に関する会計基準等」に対するコメントについて

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

1月11日に貴委員会より公表されました掲題公開草案につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 総論

本公開草案は、国際会計基準/米国会計基準との差異が縮まる内容であり、見直しの方向性について異論はない。しかし、本公開草案において日本の会計基準が親会社説/経済的単一体説のいずれの立場であるのかが明らかにされていないため、この点を明確にして頂きたい。

また、のれんの償却を始めとして、本公開草案の対象とならなかった論点については、国際的な会計基準との差異を埋めるべく、検討を継続して頂きたい。

近い将来に企業結合に限らず、日本の企業会計基準がさらに国際的な会計基準へ収斂することを期待する。

2. 各論（各論点に対するコメント）

（1）支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動

【連結会計基準案第 26 項、第 28 項から第 30 項、事業分離会計基準案第 17 項から第 19 項】

支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動について、損益取引とせず資本取引として扱うことは、国際的な会計基準との整合を図る提案であり、異論はない。

ただし、本提案では、親会社の持分変動による差額は資本剰余金勘定で処理するよう規定されているが、国際財務報告基準と同様に資本取引として処理することとし、勘定を特定しない方向で検討頂きたい。

（2）非支配株主との取引における個別財務諸表上の会計処理

【企業結合会計基準案第 45 項】

「非支配株主から自社の株式のみを対価として追加取得する子会社株式の取得原価は、当該子会社の適正な帳簿価額（子会社の資産及び負債の帳簿価額を連結上修正しているときは、連結財務諸表上の金額である修正後の帳簿価額）による株主資本の額に基づいて算定する。」と提案されているが、国際的な会計基準においては、取得の対価にかかわらず追加取得時における当該株式に関する時価で算定するものとされている。従って、日本の会計基準においても同様に、子会社株式の取得原価は、取得の対価にかかわらず追加取得時における時価で算定すればよいと考える。

（3）取得関連費用の取扱い

【企業結合会計基準案第 26 項】

企業結合における取得関連費用の一部について発生した事業年度の費用として処理することは、国際的な会計基準との整合を図る改正であり、異論はない。ただし、日本基準における個別財務諸表と連結財務諸表の処理の整合性を図るべく、下記の対応を検討頂きたい。

個別財務諸表における取得関連費用の取り扱いについては、金融商品会計基準に従い算定する事とされているが、実務負担並びに連結財務諸表における処理との整合を図るべく、取得関連費用は個別財務諸表においても発生した事業年度の費用として処理する旨、企業結合会計基準上、明記して頂きたい。

（4）適用時期

【企業結合会計基準案第 58-2 項、連結会計基準案第 44-5 項及び事業分離会計基準案第 57-4 項】

適用時期については財務諸表作成者の実務負担を考慮し、将来に向かってのみ適用する（遡及適用しない）こととし、注記による影響額の開示も不要とする方向で検討頂きたい。

以 上